

新型コロナウイルス感染症 類型変更後の対応について

川崎市役所健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係



新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当→5類に変更となりました。

それに伴い、これまで厚生労働省から発出されておりました、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについても一部見直されています。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) in Japan. The page is titled "「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ" (Summary of temporary measures regarding staff standards for nursing care facilities during the COVID-19 pandemic). The page includes a navigation menu with categories like "Policy", "Statistics", and "Application". A sidebar on the right lists "Policy", "Summary of policies by category", "Health and Welfare", and "Children and Childcare". The main content area contains introductory text about the temporary measures.

コロナ特例事務連絡についてまとめられていた厚生労働省のホームページ

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて

今回の見直し方針は以下のとおりです。

- ☑ コロナ発生時もサービス提供を継続させるための臨時的な取扱いや、ワクチン接種促進のための臨時的な取扱いが継続
- ☑ コロナの発生等の影響による人員基準の柔軟な取扱いや、実習・実地研修がコロナの影響で未受講の場合に基準違反・減算としない取扱いが継続
- ☑ 5類移行に伴う各種制限の緩和を踏まえ、臨時的取り扱いが不要なものに関しては、令和5年5月7日をもって終了

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて

別紙2
位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表 (R5.05.01)

	継続	一部修正 (基準等)	一部修正 (研修)	終了
	1	2-(1)	2-(2)	3
第1報				
-1.		(2), (3), (4), (5), (6), (7)		(1), (8)
-2.		(1), (4), (5), (6), (7), (8), (9)		(2), (3), (8), (9)
第2報	1, 2			
第3報	1, 2, 5, 6	3, 4, 11		7*, 8, 9, 10
第4報	3	1, 2, 7	12	4, 5, 6, 8, 9, 10, 11
第5報	1, 2	3		4, 5
第6報			6	1, 2, 3, 4, 5**, 7**
第7報				全て
第8報		5		1, 2, 3, 4**, 6
第9報	1			2, 3, 4, 5
第10報		2		1, 3
第11報		3, 4, 6		1, 2, 5, 7, 8
第12報				全て*
第13報		6		1*, 2*, 3*, 4*, 5
第14報			全て	
第15報		全て		
第16報	2		1	
第17報	全て			
第18報	全て			
第19報	1			2
第20報	全て			
第21報	全て			
第22報	全て			
第23報	全て			
第24報	全て			
第25報	全て			
第26報	全て			
第27報				全て

※第1報の数字は項目番号、第2報以降の数字は周番号。
 ※数字に*が付されているものは、位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているもの。
 ※数字に**が付されているものは、コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の
位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨
時的な取扱いについて」

【別紙2】位置づけ変更後におけるコロナ特
例事務連絡の取扱い整理表

川崎市のホームページにも掲載しています。
該当ページ：[「介護事業所等における新型コロナウ
イルス感染症への対応等について」](#)

事務連絡
令和5年5月1日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局 高齢者支援課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等別紙1に掲げる一連の事務連絡（以下「コロナ特例事務連絡」という。なお、本事務連絡における、各コロナ特例事務連絡の呼称は別紙1を参照すること。）でお示ししているところである。

今回、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）においては、下記のとおり分類された対応によりそれぞれ取り扱うこととしたので（一覧は別紙2参照）、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底を図りたい。

なお、下記の取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合があることを承知されたい。

記

- 1 利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。

2 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。

2－(1) 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

2－(2) 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

3 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。

※位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む

※コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるものを含む

以上が位置づけ変更後における対応となるが、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、当面の間継続する又は必要な見直しを行った上で継続する臨時的な取扱いの適用は、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意するとともに、各介護サービス事業所等において適切な運用がなされるよう、貴担当主幹部（局）において十分な監督を行うこと。

以上

位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表 (R5.05.01)

	継続	一部修正 (基準等)	一部修正 (研修)	終了
	1	2 - (1)	2 - (2)	3
第1報				
- 1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)
- 2.		(1)、(4)、(5)、(6) (7)、(10)、(11)		(2)、(3)、(8)、(9)
第2報	1、2			
第3報	1、2、5、6	3、4、11		7*、8、9、10
第4報	3	1、2、7	12	4、5、6、8、9 10、11
第5報	1、2	3		4、5
第6報			6	1、2、3、4 5**、7**
第7報				全て
第8報		5		1、2、3、4**、6
第9報	1			2、3、4、5
第10報		2		1、3
第11報		3、4、6		1、2、5、7、8
第12報				全て*
第13報		6		1*、2*、3*、4* 5
第14報			全て	
第15報		全て		
第16報	2		1	
第17報	全て			
第18報	全て			
第19報	1			2
第20報	全て			
第21報	全て			
第22報	全て			
第23報	全て			
第24報	全て			
第25報	全て			
第26報	全て			
第27報				全て

※第1報の数字は項目番号、第2報以降の数字は問番号。

※数字に*が付されているものは、位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているもの。

※数字に**が付されているものは、コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。

【川崎市】 5 類移行に伴う変更点・影響

介護事業所のみなさまには、令和2年より、コロナウイルスの影響に伴う諸手続きにご協力いただいておりますが、5類移行後の川崎市での対応をまとめた通知を、令和5年5月31日に通知を発出しました。

項目

1. マスクの着用について
2. 面会の考え方について
3. 発生時の対応について
4. 発生時の報告について
5. 療養期間の考え方について
6. 濃厚接触者の取扱いについて
7. 各通知の取扱いについて



【川崎市】 5 類移行に伴う変更点・影響 (4. 発生時の報告について)

報告基準

旧

- ① 新型コロナウイルス感染症の陽性者が1名以上発生した場合
- ② ①の報告後、陽性者が5名以上の場合は追加で詳細を報告

新

- ① 新型コロナウイルス感染症によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 新型コロナウイルス感染症患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【川崎市】 5 類移行に伴う変更点・影響 (4. 発生時の報告について)

衛生課への報告

川崎市ホームページ（「**新型コロナウイルス感染症集団発生時の報告について**」） 又は 電話にて報告



	電話番号
川崎区役所衛生課	044-201-3223
幸区役所衛生課	044-556-6682
中原区役所衛生課	044-744-3280
高津区役所衛生課	044-861-3321
宮前区役所衛生課	044-856-3265
多摩区役所衛生課	044-935-3310
麻生区役所衛生課	044-965-5163

【川崎市】 5類移行に伴う変更点・影響 (4. 発生時の報告について)

高齢者事業推進課への報告

事故報告書として報告

報告のタイミング：発生時と収束時の計2回

2. 事故状況の概要を入力してください。

事故の程度 **必須**

- 受診（往診・電話相談を含む）、施設内（配置医）が対応
- 入院
- 死亡
- 感染症の発生・職員の不祥事
- その他

【感染症の発生・職員の不祥事の場合】現在の状況を簡潔に入力してください。 **必須**

（例：該当職員に対して処分、感染者を施設内で隔離、など）

【川崎市】 5類移行に伴う変更点・影響 (実際に発生してしまった場合・・・)

ポイント

5類感染症への類型変更はありましたが、対応は類型変更前と変わりません。

配置医師等や協力医療機関への相談、ゾーニングの実施、個人ごとの防護具着用・・・等

【参考】感染対策レター 第24号（令和5年4月）
表題：新型コロナウイルス感染症 5類移行後の感染対策はどうする
～高齢者福祉施設等における対応～

新型コロナウイルス感染症 5類以降後の感染対策はどうする ～高齢者福祉施設等における対応～

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日以降、5類に移行されます。しかし、新型コロナウイルスの感染力や病原性は今のところ変化はありません。このため、基礎疾患を有する者や高齢者など重症化リスクの高い人たちが集まる医療機関や高齢者施設においては、施設内にて感染が広がらないよう対策を続けていくことが求められます。

マスクの着用

施設内では今までと同じように**日常的にマスク着用が必要**



- 認知症や基礎疾患の状態などにより、マスクの着用を継続することが困難な方は強要しない。
- 個室や個人のベッド上など公共性の低い場所では、マスクを外して過ごすことができる。
⇒ ケア時は一時的にでも利用者にマスクを着用してもらいましょう。

エアロゾル対策

- できるだけ室内での密集を避けること
- 効果的な換気を実施すること
 - * 機械換気を常時運転する。
 - * 二酸化炭素測定器（CO2センサー）を用いて、1000ppm以下を確認
⇒ 人数が増える、レクリエーション時など再度確認しましょう。
⇒ 二酸化炭素測定器の選定に関するガイドライン <経済産業省>
使用確認…検知原理が光科学式、補正用機能が付帯していること
動作確認…屋外の空気で400ppm前後を表示、測定器に呼気を吹きかけ、測定値が大きく増加することなど

面会

- 訪問者に発熱や咳嗽、咽頭痛などの症状がないことを確認する。
* 感染者では、療養期間が終了するまでは面会しない（高齢者施設入所中の陽性者に準ずる）
- 訪問者は施設内ではマスクを常に着用する。
* 感染対策を守ることが難しい子どもの直接の面会に条件を課す
- 決められた場所でのみ面会する。
- 居住型施設などのプライベートな室内において、訪問者がマスクを外して入居者と食事をしたり、孫を抱くなど触れあったりすることは考えられる。
⇒ 地域における流行状況を考慮しながら、施設として過度な制限をかけないよう配慮します。
⇒ 訪問者は施設が求める感染対策を遵守し、できるだけ施設内にウイルスを持ち込まないよう協力が必要です。

介護従事者

- 旅行や外出などの制限を行う必要はありません。
- 日々の生活の中で感染しないように心がけることです。 **しかし** 感染を完全に防ぐことは困難
- 疑われる症状があれば仕事を休むことが重要です。

療養期間の考え方



5類以降、法律に基づく外出自粛は求められません。個人の判断に委ねられます。医療機関や高齢者施設等においては、罹患した（感染した）従事者の就業制限を考慮してください。

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱及び症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが望まれます。
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へ移さないよう配慮をお願いします。

参考資料

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方 事務連絡 令和5年4月14日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
- 医療機関と高齢者施設における新型コロナウイルス対策についての見解 第118回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリボード
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001069237.pdf>
- 厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.htm

THANK YOU



川崎市高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部長

高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の類型変更後の対応について（通知）

日頃より、本市高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが二類相当から「五類」に変更されたところですが、高齢者福祉施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続するとされています。

位置づけ変更後の対応について、以下のとおりまとめましたので、引き続き適切な対応を行うよう改めてお願いいたします。

1 マスクの着用について

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。とされています。

このため、重症化リスクの高い者への感染防止対策として、高齢者福祉施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨することとします。

マスクの着用については、丁寧な説明をお願いします。

2 面会の考え方について

高齢者施設等の入所者について、家族等との面会の機会の減少により心身の健康への影響が懸念されることを踏まえると、高齢者施設等での面会の再開・推進を図ることは重要であると考えます。高齢者施設等における面会については、引き続き、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討いただくようお願いします。

なお、高齢者等重症者リスクが高い者が多く入院・生活する高齢者施設等への訪問時にはマスクの着用が推奨されていることから、高齢者施設等への面会者へのマスク着用をお願いすることは差支えありませんが、その場合は丁寧な説明をお願いします。

※介護保険施設等の運営基準においては、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされており、利用者との面会の機会の確保に努めていただく必要があります。

3 発生時の対応について

「感染対策レター」や「高齢者福祉施設における対応の手引き」及び「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編 Vol.1」、「高齢者施設等における感染対策等について（厚生労働省通知）」を参考に対応していただくようお願いいたします。また、対応について、ご相談がある場合は、所在区の区役所衛生課までご相談ください。

【ポイント】※令和5年5月末時点

5類感染症への類型変更はありましたが、対応は類型変更前と変わりません。

- ・配置医や協力医療機関等へ受診や治療について相談してください。
- ・レッドゾーンとグリーンゾーンを目印などで明確にするなど、ゾーニングを実施してください。
- ・个人防护具の選択は以下を参考としてください。
 - ・サージカルマスク：常に着用
 - ・ゴーグル・フェイスシールド：飛沫暴露のリスクがある場合に装着
 - ・手袋とガウン：患者及び患者周囲の汚染箇所に直接接触する可能性がある場合に装着
 - ・N95マスク：陽性者に長時間ケアを行う場合やエアロゾル発生手技を実施する場合、激しい咳のある患者や大きな声を出す患者に対応する場合に装着

【感染対策レター】



【高齢者福祉施設における対応の手引き】



【神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針
医療・福祉 Vol.1】



【高齢者施設等における感染対策等について
(厚生労働省通知)】



4 発生時の報告について

職員や利用者に陽性が確認された場合に報告をいただいていたましたが、各区衛生課への報告基準は、次のとおりとなります。川崎市のホームページまたはお電話にて各区役所衛生課まで報告をお願いいたします。併せてオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）により、高齢者事業推進課宛て事故報告書（区分は「食中毒及び感染症、結核の発生」）の提出をお願いします。

なお、報告基準に満たさない場合でも、感染対策やまん延防止に関してご相談がありましたら、御連絡ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【川崎市ホームページ（新型コロナウイルス感染症集団発生時の報告について）】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000151114.html>



5 療養期間の考え方について

行政が患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要とされていることから、発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨します。また、その後も10日間が経過するまでは、マスクの着用等、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

6 濃厚接触者の取扱いについて

一般に保健所から濃厚接触者として特定されることはありません。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。

なお、従事者の同居の御家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うなど注意してください。そのうえで、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間は御自身の体調に注意してください。

7 各通知の取扱いについて

国通知の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1報～第27報）」に基づいて川崎市から発出しました各通知の取扱いにつきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和5年5月1日事務連絡）」に記載のとおりとします。

また、以下の通知については廃止します。

- ・高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の待機解除期間等について（その1～4）
- ・高齢者福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について
- ・新型コロナウイルス感染症蔓延期における高齢者福祉施設内陽性者の入院対応について（その1～4）

【担当】

長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係
TEL 044-200-2910

終

